

(案)

# よりよい協働を すすめるために

横浜市が協働を進める際の  
「公共的又は公益的な活動や事業」  
の考え方について

近年、横浜市では、様々な主体との協働による取組が広がりを見せ、横浜市単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細やかなサービスを市民の皆様に提供することができるようになりました。

平成27年3月、横浜市は横浜市市民協働推進委員会から、協働を進める際の「公共的・公益的な活動及び事業の考え方等の整理」について答申を受けました。この答申は、横浜市が様々な主体と協働を行う際に、どのような活動や事業が公共的又は公益的なものになるかについて、考え方の整理を行ったものです。

答申の内容や、様々な主体とよりよい協働を進める際のポイントについて、このリーフレットで考えてみましょう。

平成 年 月

横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

# 1 協働とは…

現在、地域のまちづくり、高齢者福祉、子育て支援、環境問題など様々な分野において「協働」による取組が行われており、地域社会を考えていく上で、「協働」が一つの重要なキーワードとなっています。協働とは、そもそもどういうことでしょうか。

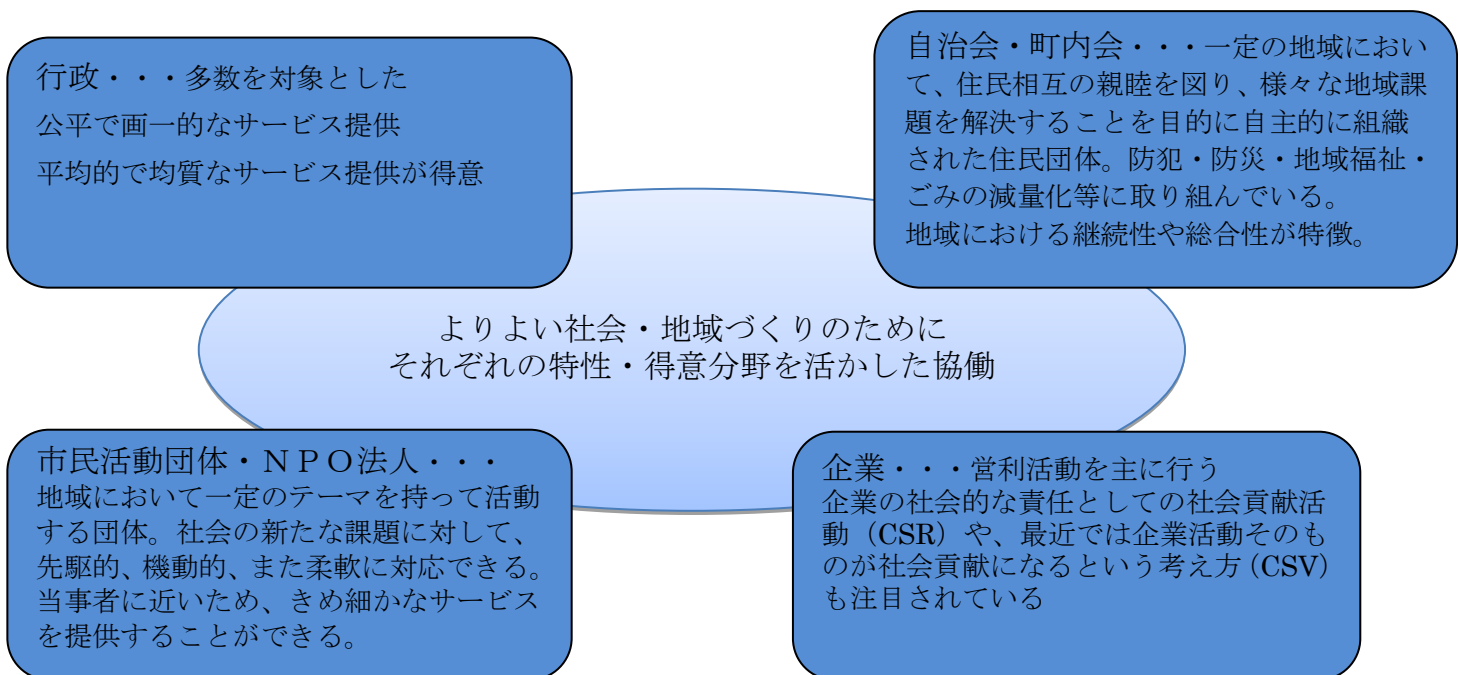
「協働」とは、

公共的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだしたり、取り組むこと

『協働の基本指針』より

「協働」とは、市民活動団体、自治会・町内会、企業、行政などの異なる主体が、お互いの特性や得意分野を活かし相乗効果を上げながら、地域の課題解決を図るための手法です。

## 《協働の各主体の特性や得意分野》



様々な主体がそれぞれの特性や得意分野を活かして協働を行うことにより、単独では提供できなかった新しいサービスやきめ細やかなサービスを提供することができます。

横浜市と様々な主体との協働だけではなく、取り組む課題によって、例えば、自治会・町内会と市民活動団体、市民活動団体と企業との協働など、多様な主体同士が進める協働の取組もますます重要となっています。

## 2 横浜市が市民等と協働を進めるときに求められるもの

それでは、横浜市が市民等と取り組む協働は、「誰のため」「何のため」か、考えたことはありますか。

もちろん、横浜市が様々な主体と進める「協働」は、「市民のため」でなければなりません。平成 25 年 4 月に施行された「横浜市市民協働条例」では、次のように定められています。

「市民協働」とは、

**公共的又は公益的な活動及び事業**

を横浜市と

**市民等※**

とが協力して行うこと

『横浜市市民協働条例』第 2 条第 2 項

つまり、横浜市が市民活動団体や自治会・町内会、企業等と一緒に取り組む「協働」による事業は、「公共的又は公益的な活動や事業」でなければならないということです。

### 公共的な活動・事業とは

- 一般に開かれた活動であり、参加を希望する人は誰もがいつでも参加することができる活動のこと。  
※参加に特別な条件等を必要としないこと
- 事業目的も市民に広く利益をもたらすものでなければならない。

### 公益的な活動・事業とは

- “広く社会の利益にかなうもの” であること。
- 構成員相互の利益に関するものや、特定の個人又は団体の利益に寄与することを主たる目的とするものではないこと。

### ※ 市民等

市民、法人、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に定める地縁の団体（自治会・町内会）及びこれらに類するもの

横浜市が市民等と協働を進める際には、相手方に対し、活動場所の提供や補助金等の財政的な支援を行う場合がありますが、「横浜市市民協働条例」では、さらに次のように定められています。

- 横浜市は、市民等が行う市民公益活動を特に公益性が高いと判断したときは、市が活動場所の提供や、財政的支援をすることができる。
- 市民公益活動は、**営利を主たる目的とした活動は除く。**

『横浜市市民協働条例』第5条

市民全体のものである公金を支出したり（補助金・助成金・委託等）、公の財産を使用する場合（活動場所の提供等）には、その活動や事業が、私的な利益のためではない、公共性・公益性を持つものである必要があるということです。

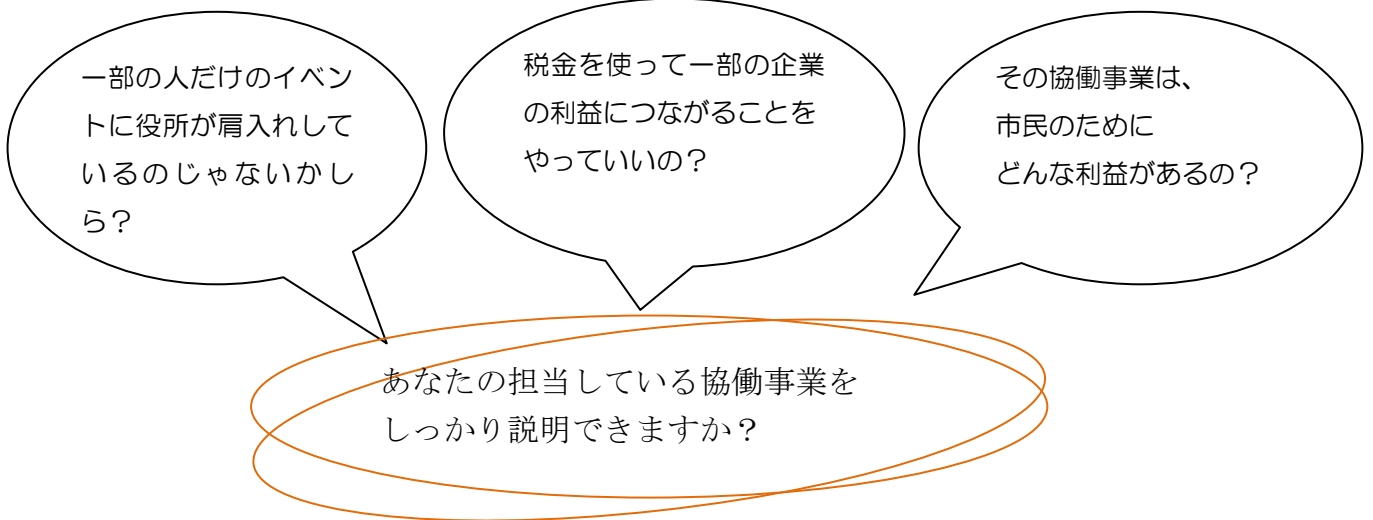
#### 「営利を主たる目的とした活動ではないこと」とは…

事業で得た利益（事業で得た収益から事業を進めるにあたり必要となる人件費等の経費を差し引いたもの）を私的に分配することを目的とした活動が「営利活動」です。

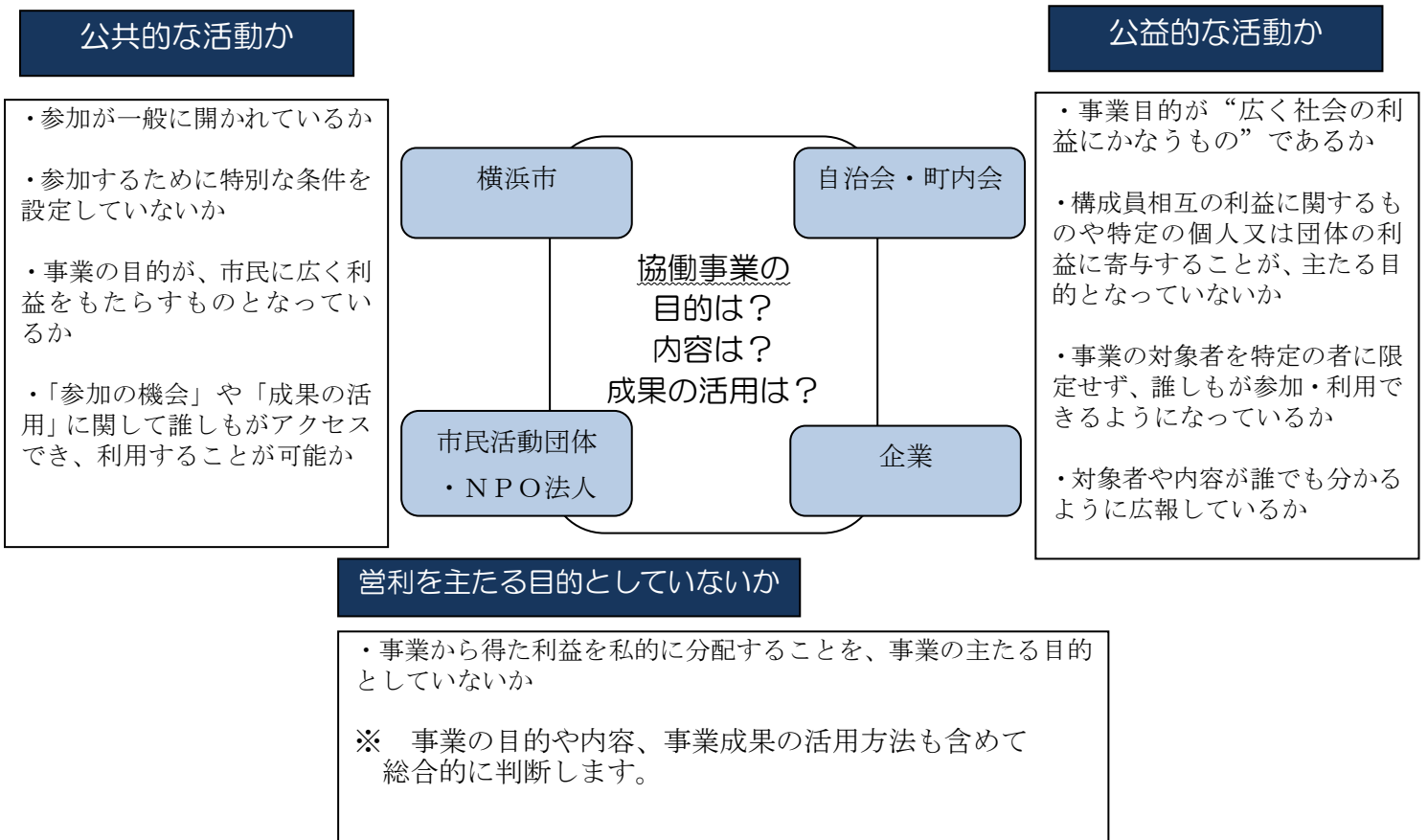
そのような活動を「主たる目的」としていないかどうか、協働事業の目的や内容、事業成果の活用方法なども含めて、総合的に判断する必要があります。

### 3 市民の皆さんにしっかり説明ができますか

市民の皆さんと様々な形の様々な協働が生まれてきています。協働の形や組み合わせは、ますます多様になりましたが、一方で市民の皆さんからこんな声を聞いたことはありませんか。



市民の皆さんにしっかりと説明するためには、次のような視点で考えてみてください。



大切なのは・・・

- 協働事業についての情報を市民に公開し、市民が誰でもその情報に接して、内容を確認することができるようにしてあること。
- 担当している協働事業についてきちんと市民に説明ができること。

## 4 よいよい協働を進めるために…（まとめ）

人口減少、超高齢社会をむかえ、市民の皆さんと力を合わせて、取り組まなければならない課題はますます増えると考えられます。

横浜市が、様々な主体とよりよい協働を進めるために、「横浜市市民協働条例」や「協働推進の基本指針」では、『協働の6原則（横浜コード）』を尊重することが示されています。

この『協働の6原則』に則り、横浜市と市民等が対等な立場で、地域の課題解決や魅力づくり等の目的を共有し、また、各主体の特性を理解し合い、自主性・自立性を尊重し合いながら、協働事業を進めることが、豊かな市民生活の実現に大きく寄与するものと考えます。

そして、協働事業の目的、内容、成果等についての情報を公開し、事業の公共性や公益性、適正な公金の使用等について、市民に説明することが特に重要です。そうすることにより、活動に対する信用や支持が得られ、協働の輪をより一層広げることにつながるのではないのでしょうか。

### 《協働の6原則》

- |           |   |
|-----------|---|
| ①対等の原則    | 市民活動と行政は対等の立場にたつこと                      |
| ②自主性尊重の原則 | 市民活動が自主的に行われることを尊重すること                  |
| ③自立化の原則   | 市民と行政、双方が自立した存在で協働を進めること                |
| ④相互理解の原則  | 市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解し合うこと           |
| ⑤目的共有の原則  | 協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること |
| ⑥公開の原則    | 市民活動と行政の関係が公開されていること                    |

### 【参考資料】～さらに詳しく「協働」について学びたいときに～

- ・ 横浜市市民協働条例
- ・ 協働の基本指針
- ・ Let's 協働入門
- ・ 横浜市市民協働推進委員会答申

「協働を進める際の公共的又は公益的活動及び事業の考え方の整理」